

	首席書記官	次席書記官	首席家裁調査官	次席家裁調査官	事務局長	事務局次長
官職設置	大法廷首席書記官等に関する規則 第3条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に民事の首席書記官及び少年の首席書記官を置く。	大法廷首席書記官等に関する規則 第4条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に民事の次席書記官及び少年の次席書記官、家庭の次席書記官又は次席書記官を置く。	裁判所法 第61条の2 ③ 最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。	首席家庭裁判所調査官等に関する規則 第2条 家庭裁判所に次席家庭裁判所調査官一人（最高裁判所の指定する家庭裁判所にあつては、最高裁判所の定める員数）を置く。	裁判所法 第59条 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所に事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。	下級裁判所事務処理規則 第24条 ⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事を整理する。
職務内容等1	大法廷首席書記官等に関する規則 第3条 ④ 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。 ⑤ 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の民事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の民事又は少年の事務を取り扱う裁判所の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。 ⑥ 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。	大法廷首席書記官等に関する規則 第4条 ③ 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（简易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあっては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。 ④ 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の民事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該家庭裁判所の民事の次席書記官又は少年の次席書記官を助ける。	首席家庭裁判所調査官等に関する規則 第1条 ③ 首席家庭裁判所調査官は、当該家庭裁判所の家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務（調査事務に関する家庭裁判所調査官補の補助事務を含む。以下同じ。）について指導監督し、並びに関係行政機関との連絡調整の事務に關し、当該高等裁判所は、当該高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官に、その管轄区域内の家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が行う前項の事務の調整を命ずることができることとする。	首席家庭裁判所調査官等に関する規則 第2条 ② 各家庭裁判所の事務局長は、各高等裁判所及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務についての指導監督並びに関係行政機関との連絡調整の事務に關し、当該家庭裁判所長は、各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。	裁判所法 第59条 同上	
職務内容等2	大法廷首席書記官等に関する規則の運用について（総長依命通達） 第1 首席書記官の職務 1 指導監督 ① 首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により裁判所書記官及び裁判所速記官（以下「裁判所書記官等」という。）の一般執務について行う指導監督（(2)から(4)までにおいて「指導監督」という。）については、次に定めるところによる。 ア 裁判所書記官等の事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査問する。 イ 査問に当たっては、次に掲げる事項に重点を置く。 （ア）～（ク）省略	大法廷首席書記官等に関する規則の運用について（総長依命通達） 第3 次席書記官の職務 1 首席書記官の補佐 ① 次席書記官が規則第4条第3項及び第4項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により行う職務のすべてに及ぶ。 ② 次席書記官の配置された支部においては、当該次席書記官が、(1)の補佐として、当該支部の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。	首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について（総長依命通達） 第1 首席家庭裁判所調査官の職務 1 指導監督 ① 首席家庭裁判所調査官が規則第1条第3項の規定により家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補（以下「家庭裁判所調査官等」という。）の一般執務及び調査事務（調査事務に関する家庭裁判所調査官補の補助事務を含む。以下同じ。）について行う指導監督（(2)から(4)までにおいて「指導監督」という。）については、次に定めるところによる。 ア 家庭裁判所調査官等の事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査問し、査問の結果その他の事由により必要があると認めるときは、当該事務について規則第3条第3項に規定する組の相互の間を調整し、家庭裁判所調査官に助言若しくは指示を与える、又はこれを指導する。 イ 家庭裁判所調査官等の調査事務については、処理計画及び処理状況の把握に努め、当該調査事務が裁判官の命令の趣旨に従い、専門的知識を活用して有効かつ適切に行われるよう特に配慮する。	首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について（総長依命通達） 第2 次席家庭裁判所調査官の職務 1 首席家庭裁判所調査官の補佐 次席家庭裁判所調査官が規則第2条第3項の規定により首席家庭裁判所調査官に対して行う補佐は、首席家庭裁判所調査官が規則第1条第3項の規定により行う第1の1から3までの職務のすべてに及ぶ。		
	ウ 査問の結果その他の事由により必要があると認めるときは、裁判所書記官等の事務について下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第4条の部（同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下単に「部」という。）の相互の間を調整し、裁判所書記官等に指示を与える、又はこれを指導する。	2 首席書記官の職務の代行 ① 規則第4条第1項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、当該裁判所の民事の首席書記官若しくは刑事の首席書記官に事故のあるとき、又は民事の首席書記官若しくは刑事の首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。	ウ 家庭裁判所調査官等が作成し、又は取り扱う記録、調査に関する書類及び帳簿諸票については、これらが整備され、かつ、適切に管理されるように特に配慮する。	2 首席家庭裁判所調査官の職務の代行 次席家庭裁判所調査官（次席家庭裁判所調査官が2人以上であるときは、上席の次席家庭裁判所調査官）は、当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官に事故のあるとき、又は首席家庭裁判所調査官が欠けたときは、その職務を行う。		

首席書記官	次席書記官	首席家裁調査官	次席家裁調査官	事務局長	事務局次長
	<p>(2) 規則第4条第1項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、当該家庭裁判所の家事の首席書記官若しくは少年の首席書記官に事故のあるとき、又は家事の首席書記官若しくは少年の首席書記官が欠けたときは、その職務を行い、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、当該家庭裁判所の首席書記官に事故のあるとき、又は首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。</p> <p>エ 裁判所書記官等の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策を企画立案し、及び実施する。 オ 裁判所書記官等の勤怠、執務の態度及び行状に留意し、必要があると認めるときは、これに注意を与える。</p> <p>(2) 首席書記官は、指導監督に關し、必要と認める事項について、当該裁判所書記官等の属する部の裁判官に意見を述べることができる。</p> <p>(3) 首席書記官は、指導監督に關し、主任書記官、主任速記官、証拠管理官、裁判員調整官又は速記管理官に補佐せることができる。</p> <p>(4) 首席書記官の指導監督の権限は、裁判所書記官の補助者として部に配置された裁判所事務官に及ぶ。</p> <p>2 訟廷事務 首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定によりつかさどる訟廷事務とは、次に掲げる事項に関する事項をいう。 (1)～(2) 省略</p> <p>3 支部の裁判所書記官等に対する権限 首席書記官は、当該裁判所の支部の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。</p> <p>4 管内の下級裁判所の裁判所書記官等に対する権限 (1) 首席書記官は、当該裁判所の命により、管轄区域内の下級裁判所の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。 (2) 高等裁判所は、首席書記官が行う管轄区域内の地方裁判所の裁判所書記官の一般執務及び速記に関する訟廷事務についての指導監督に關し、当該高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の速記管理官に補佐せることができる。</p>	<p>エ 家庭裁判所調査官等の勤怠、執務の態度及び行状に留意し、必要があると認めるときは、これに注意を与える。</p> <p>(2) 首席家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官等に対する調査事務についての命令が事案の内容、家庭裁判所調査官等の能力、事務の繁閑等に応じてされるように裁判官を補佐するとともに、指導監督に關し、必要があると認める事項について、当該家庭裁判所調査官等が配置されている裁判官に意見を述べることができる。</p> <p>(3) 首席家庭裁判所調査官の指導監督の権限は、家庭裁判所調査官等の補助者として配置された裁判所事務官に及ぶ。</p> <p>(4) 首席家庭裁判所調査官は、指導監督に關し、総括主任家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官に補佐せることができる</p> <p>2 關係機関との連絡調整 首席家庭裁判所調査官が規則第1条第3項の規定によりつかさどる關係行政機関その他の機関との連絡調整については、次に定めるところによる。 (1)～(4) 省略</p> <p>3 諸施策の企画立案及び実施 首席家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官等の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策を企画立案し、及び実施する。</p> <p>4 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官の職務 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が規則第1条第4項の規定により当該高等裁判所の命を受けてその管轄区域内の家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官の事務について行う調整については、次に定めるところによる。 (1) 当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官の事務の執行状況について調査する。 (2) 当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官と協議し、又はその事務の取扱いについて助言を与える。 (3) 当該高等裁判所の定めるところにより、当該高等裁判所に対し、調整の実施状況を報告する。</p>			
その他	<p>下級裁判所事務処理規則 第15条 ④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に關し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。</p>		<p>下級裁判所事務処理規則 第15条 ④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に關し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。</p>	<p>下級裁判所事務処理規則 第15条 ③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。</p>	

	首席書記官	次席書記官	首席家裁調査官	次席家裁調査官	事務局長	事務局次長
	<p>大法廷首席書記官等に関する規則の運用について (総長依命通達)</p> <p>第1 3 その他</p> <p>2 首席書記官等の意見の聴取</p> <p>高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所、知的財産高等裁判所又は司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官は、次に掲げる事務を処理するについて、当該職員を監督する首席書記官(当該職員が次席書記官の配置された支部の職員である場合にあっては、当該次席書記官)、知的財産高等裁判所首席書記官、規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官又は同条第5項に規定する主任書記官の意見を聞くものとする。</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>(2) 職員の昇格、昇給その他の身分に関する処置</p> <p>(3) 職員の研修及び協議会の企画</p>		<p>首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について(総長依命通達)</p> <p>第6 その他</p> <p>1 首席家庭裁判所調査官等の意見の聴取</p> <p>家庭裁判所は、次に掲げる事務を処理するについて、当該家庭裁判所調査官等を指導監督する首席家庭裁判所調査官、規則第3条第4項に規定する上席の総括主任家庭裁判所調査官(支部の総括主任家庭裁判所調査官が1人であるときは、その者)又は規則第4条第4項に規定する上席の主任家庭裁判所調査官(支部の主任家庭裁判所調査官が1人であるときは、その者)の意見を聞くものとする。</p> <p>(1) 家庭裁判所調査官等の配置</p> <p>(2) 家庭裁判所調査官等の昇格、昇給その他の身分に関する処置</p> <p>(3) 家庭裁判所調査官等の研修及び協議会の企画</p>	<p>2 首席家庭裁判所調査官の事務の補助者の配置</p> <p>家庭裁判所は、首席家庭裁判所調査官の事務を補助させるため、その下に相応な員数の家庭裁判所調査官等を配置することができる。</p>		